

市道区域変更に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、
上越市道の区域を次のように変更した。

その関係図面は、告示の日から 2 週間、都市整備部道路課において一般
の縦覧に供する。

令和 7 年 10 月 10 日

上越市長 中 川 幹 太

路線 番号	道路の 種類	路 線 名	変更区間	変更前	変更後
				延長 (m)	延長 (m)
				敷地幅員 (m)	敷地幅員 (m)
349	市道	坊金杉山峰線	安塚区坊金字向山 1 3 9 5 番 6 から	22.7	18.3
			安塚区坊金字向山 1 3 4 7 番 3 まで	3.0～5.0	10.0～15.1

